

立川都市計画地区計画  
都市核地区地区計画 計画図 1

〔武蔵村山市決定〕



凡例

- 地区界
- 低層住宅地区
- 住宅地区A
- 住宅地区B
- 住工複合地区
- 便利施設地区A
- 便利施設地区B
- 地区幹線道路沿道地区
- 広域幹線道路沿道地区A
- 広域幹線道路沿道地区B
- 沿道サービス地区A
- 沿道サービス地区B

A: 同じ地区区分の中で、区域の特性に応じた容積率の最高限度及び公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度を定める区域  
 B: 同じ地区区分の中で、容積率の最高限度を定めない区域

--- 1号壁面線 (1.5m)

..... 2号壁面線 (1.0m)

その他の道路は3号壁面線 (0.5m)

広域幹線道路沿道地区及び便利施設地区の隣地境界の壁面線は0.7m  
 その他の地区の隣地境界壁面線は0.5m



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。  
 (承認番号)[5都市基交第60号、令和5年8月10日](承認番号)[5都市基街都第154号、令和5年7月19日]